

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和 6 年12月 2 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市訓令第 5 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(鴨川市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 鴨川市事務決裁規程(平成17年鴨川市訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 7 号の表中「国民健康保険被保険者証、資格証明書」を「国民健康保険資格確認書」に改める。

(鴨川市の公印に関する規程の一部改正)

第 2 条 鴨川市の公印に関する規程(平成17年鴨川市訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 専用公印の表市印国民健康保険専用の項中「国民健康保険証」を「国民健康保険資格確認書」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年12月 2 日から施行する。